

浜松市規則第 25 号

浜松市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

浜松市都市公園条例施行規則（昭和 37 年浜松市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(広告物を掲出できる有料公園施設) 第 1 条の 2 条例第 3 条第 1 項第 5 号の規則 で定める有料公園施設は、陸上競技場、浜松 球場、古橋廣之進記念浜松市総合水泳場及び <u>フラワーパーク</u> とする。	(広告物を掲出できる有料公園施設) 第 1 条の 2 条例第 3 条第 1 項第 5 号の規則 で定める有料公園施設は、陸上競技場、浜松 球場、古橋廣之進記念浜松市総合水泳場、 <u>フ ラワーパーク及び花川運動公園庭球場</u> とす る。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 浜松市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（令和 8 年浜松市規則第 1 号）の
一部を次のように改正する。

本則の表中

第 1 条の 2 条例第 3 条第 1 項第 5 号の規則 で定める有料公園施設は、陸上競技場、浜松 球場、古橋廣之進記念浜松市総合水泳場及び フラワーパークとする。	第 1 条の 2 条例第 3 条第 1 項第 5 号の規則 で定める有料公園施設は、陸上競技場、浜松 球場、古橋廣之進記念浜松市総合水泳場、 <u>浜 松江之島ビーチコート</u> 及びフラワーパーク とする。	を
第 1 条の 2 条例第 3 条第 1 項第 5 号の規則 で定める有料公園施設は、陸上競技場、浜松 球場、古橋廣之進記念浜松市総合水泳場、フ ラワーパーク及び花川運動公園庭球場とす る。	第 1 条の 2 条例第 3 条第 1 項第 5 号の規則 で定める有料公園施設は、陸上競技場、浜松 球場、古橋廣之進記念浜松市総合水泳場、 <u>浜 松江之島ビーチコート</u> 、フラワーパーク及び 花川運動公園庭球場とする。	に

改める。

(あらし)

この規則は、花川運動公園庭球場について、広告物を掲出できる有料公園施設に追加するものです。